## 福利厚生ってどんなもの？

福利厚生とは、先生やご家族に対して**給与などの他に提供する支援やサービス**

## 福利厚生制度の一例

一例として、東京都では以下のような制度をご用意しています。

| | 福利厚生 | 概　要 |
|---|---|---|
| 健康維持 | 人間ドック | 人間ドックを受診される際の検査料金を一部助成します。 |
| | かがやきメイト健康診断 | 被扶養者の方向けの健康診断です。 |
| | スポーツクラブ利用補助 | 利用1回ごとにご利用料金を一部補助します。 |
| | ヘルスタ！ | コンテンツ盛りだくさんの参加費無料の健康づくりイベントです。 |
| 病気・ケガの支援 | 高額医療費 | ご本人や扶養家族の方の医療費が一定額を超えると、超えた分の給付が受けられる制度です。 |
| | 傷病手当金 | 病気やケガで長期に勤務することができなくなった場合、1年6か月の間、一定の給付が受けられる制度です。 |
| | 年金 | 高齢になった時のほか、障害を負った時や亡くなったときも、支給されます。 |
| 出産・育児支援 | 出産費（出産育児一時金） | 先生や先生の被扶養者が出産をした際、50万円が支給される制度です（公立学校共済組合員であれば+5万円） |
| | 育児休業手当金 | お子さんが1～2歳に達するまでの間、育休中の方は手当金を受け取ることができます。 |
| | 時短勤務の特例措置 | 育児に伴い部分休業を取得した際は、その時の給与の減額が将来の年金額に影響しないようにいたします。 |
| その他 | 住宅探し支援 | 仲介手数料割引や月々の家賃割引等の特典を受けることができます。 |

# 勤務条件徹底解説！

## － 給与・休暇・福利厚生・働き方改革 －

## 給与制度の基本

1. 給料月額が段階的に（職務の級に応じて）決められています。
2. 「教職調整額」や「給料の調整額」が支給されます。
3. 要件に該当すれば、手当が支給されます。
4. 前年度の勤務成績に基づき昇給します。

※ 「教職調整額」は、校長、副校長以外の教員に支給されます。
※ 「給料の調整額」は、特別支援教育に従事するものに支給されます。

（教育職給料表）

## どんな手当をもらえるの？

令和６年 10 月１日現在

| 手当名 | 概　要 |
|---|---|
| 地域手当 | 23区、多摩地域に在勤する場合は、給料の月額（給料月額+教職調整額（+給料の調整額））と扶養手当、管理職手当の合計額の20%が支給されます。<br>※都外地域（千葉県、静岡県）は12%、島しょ地域は0%（都外地域及び島しょ地域の新規採用者には特例があります。） |
| 扶養手当 | 扶養親族のある職員に生計費の一助として扶養親族１名につき3,000円～13,000円が支給されます。<br>※扶養親族（年収130万円未満）の生計を主として職員が維持している場合に支給されます。 |
| 住居手当 | 住居費の一部を補助するために15,000円が支給されます。<br>※35歳未満、世帯主等、賃貸借契約の契約者、15,000円以上の家賃の支払いという要件を全て満たしている職員に支給されます。 |
| 期末手当<br>（民間のボーナスに相当するもの） | ６月、12月に1.20か月（合計2.40か月）分が支給されます。<br>※校長、副校長はそれぞれ1.00か月（合計2.00か月）が支給されます。 |
| 勤勉手当<br>（民間のボーナスに相当するもの） | ６月、12月に職員の勤務成績（成績率）に応じて支給されます。（成績率調整前はそれぞれ1.125か月（合計2.25か月）） <br>※校長、副校長は1.325か月（合計2.65か月） |

※上記は主な手当を紹介しています。上記のほかに通勤手当や退職手当など様々な手当があります。

## 年収って実際どれくらい？

令和６年 10 月１日現在

1年目（2級職）の年収：約405万円　（うちボーナス　約86万円）
5年目（2級職）の年収：約506万円　（うちボーナス　約138万円）
10年目（3級職）の年収：約604万円　（うちボーナス　約168万円）
15年目（4級職）の年収：約736万円　（うちボーナス　約209万円）

※　2級職は教諭、3級職は主任教諭、4級職は主幹・指導教諭
※　10年目、15年目は、制度上の最速で昇任した場合の年収
※　ボーナスは期末手当・勤勉手当の合計額

## どんな休暇があるのか教えて！

　休暇とは、職員が承認を得て、勤務することを一時的に免除される勤務条件上の制度です。

　休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇（17種類）、介護休暇の4種類があります。

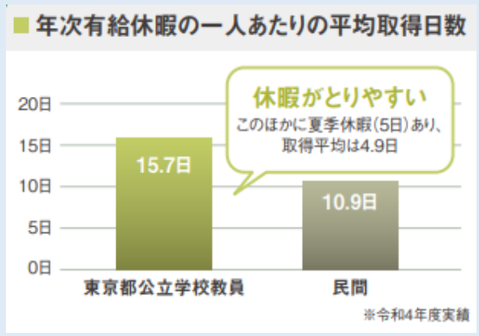


## 特別休暇はどんな休暇？

特別の事情により、勤務しないことが相当である場合に取得できる休暇になります。主な特別休暇を紹介します。

令和６年４月１日現在

| | 特別休暇名 | 概　　要 |
|---|---|---|
| 妊娠中 | 妊娠出産休暇 | 産前は６週間以上、産後は８週間以上の休暇が取得できます。ただし通算で１６週間以内になります。 |
| | 妊娠症状対応休暇 | 妊娠の全期間を対象として、１０日以内の休暇が取得できます。 |
| | 母子保健健診休暇 | 妊娠中に９回以内と出産後に１回又は、妊娠中に１０回以内の休暇が取得できます。 |
| | 妊婦通勤時間 | 母子手帳等の交付から妊娠出産休暇に入るまで、原則、勤務の始めと終わりにそれぞれ３０分の休暇が取得できます。 |
| 育児中 | 育児時間 | 子供が１年６か月になるまでの間、原則、１日２回（それぞれ４５分以内）の休暇が取得できます。 |
| | 出産支援休暇 | 出産直前から出産日の翌日までのいずれかから２週間以内で２日以内の休暇が取得できます。 |
| | 育児参加休暇 | 出産日の翌日から１年間までの期間に５日以内の休暇が取得できます。<br>※養育の必要がある子がいる場合は、出産予定日の８週間前から出産後１年間まで取得できます。 |
| | 子どもの看護休暇 | 子供の看護等を必要とする場合に、子供が１２歳に達する日（小学校修了した日）以後の３月３１日までの期間で１年間（1暦年）に５日以内の休暇が取得できます。 |
| その他 | 慶弔休暇 | 職員が結婚した場合（又はパートナーシップ関係となった場合）には７日間、職員の関係者（配偶者又はパートナシップ関係の相手方等）が亡くなった場合には、職員との関係性に応じた日数の休暇が取得できます。 |
| | 夏季休暇 | ７月１日から９月３０日までに５日間の休暇が取得できます。 |
| | 長期勤続休暇 | 勤務が１５年に達する場合は、２日以内、２５年に達する場合は５日以内の休暇が取得できます。 |
| | 短期の介護休暇 | 配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは２親等以内の親族又は同一の世帯に属する者で介護を必要とする場合に、１年間（１暦年）に５日以内の休暇が取得できます。 |

※上記以外にも災害休暇、ボランティア休暇などの特別休暇があります。

## 子育てなどで利用できる休暇等を教えて！

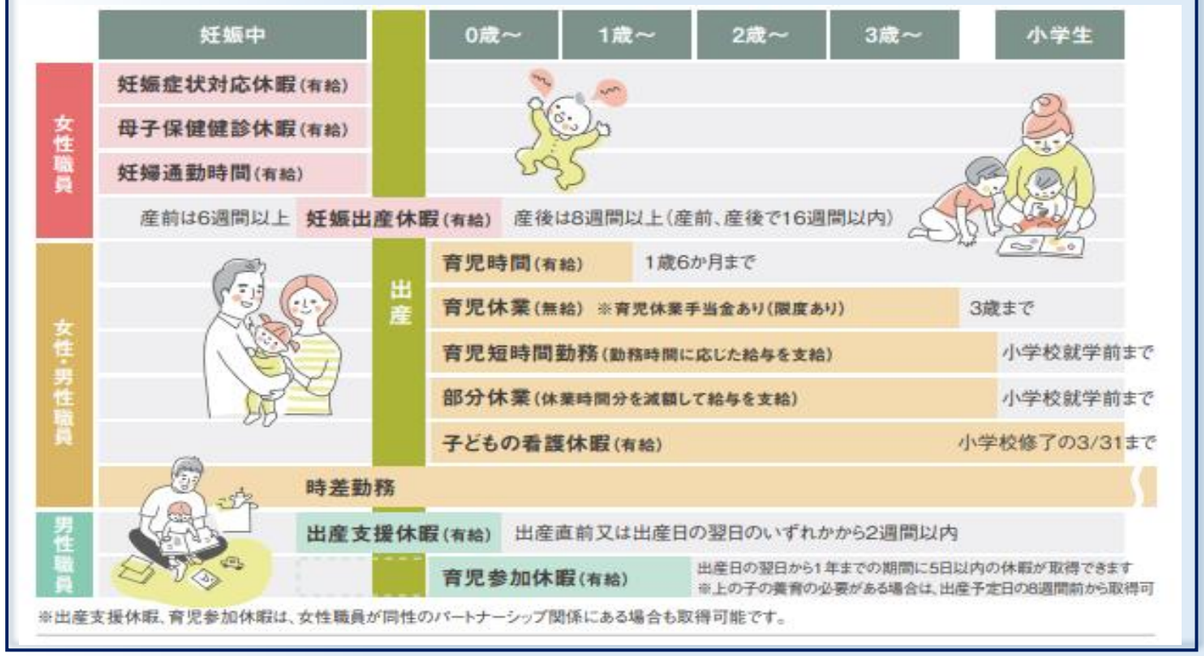


## 育児休業（育業）はどんな制度？

　3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日まで休業することができる制度です。（一定の要件あり）

　妊娠出産休暇や育児休業を取得する際には、その期間中、代わりとなる教員が配置されるので、安心して出産準備や子育てをすることができます。

詳しくは、右の OR コードの「両立支援ハンドブック」で確認できます。

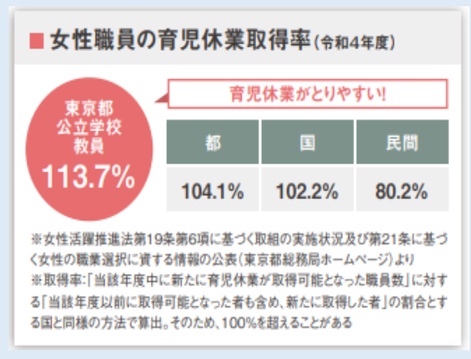


## 東京都教育委員会では仕事と子育ての両立を応援しています。

　東京都では、社会全体で子供を大切にする気運を醸成し、安心して働き、子育てができる環境づくりを目指し、育休（育児休業）の愛称を「育業」としました。

　「育業」は、「育児のために仕事を休む」のではなく、「大事な仕事である育児に取り組む」と考えるマインドチェンジを進め、男女を問わず望む人誰もが「育業」できる社会を目指しています。